

## 議案第4号

### 飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2第44号金額の欄ア(ウ) a 中「合計」の次に「（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。b及び第46号ア(ウ)において同じ。）」を加え、同欄イ(ウ)中「共同住宅」の次に「（市長が別に定めるものを除く。第46号イ(ウ)において同じ。）」を加え、同表第48号金額の欄ア(イ) a 中「合計」の次に「（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b及びイ(イ)、第50号ア(イ)及びイ(イ)並びに第52号ア(イ)及びイ(イ)において同じ。）」を加え、同表第52号金額の欄ウ中「ロ(2)」の次に「又は同号イ(3)及びロ(3)」を加え、同欄ウ(イ) a 中「合計」の次に「（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bにおいて同じ。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月28日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～43 省略			1～43 省略		
44 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律(平 成24年法 律第84 号)第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 (次号に規 定する審査 を除く。)	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に関する法 律第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7)～(イ) 省略 (ウ) 住宅用途を含む建築物(住 戸部分を除く。)及び非住宅 建築物 次に掲げる区分に 応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計 <u>(市長が別に定 める建築物につ いては、共同住 宅の共用部分の 床面積を除く。)</u> b 及び第46号 ア(ウ)において 同じ。)が300 平方メートル以 内のもの 1件 につき 10,000円 b 省略 イ ア以外の場合 (7)～(イ) 省略	44 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律(平 成24年法 律第84 号)第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 (次号に規 定する審査 を除く。)	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に関する法 律第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7)～(イ) 省略 (ウ) 住宅用途を含む建築物(住 戸部分を除く。)及び非住宅 建築物 次に掲げる区分に 応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計 が300平方メ ートル以内のも の 1件につき 10,000円 b 省略 イ ア以外の場合 (7)～(イ) 省略

		(ウ) 共同住宅（市長が別に定めるものを除く。第46号イ(ウ)において同じ。）の共用部分 1 件につき 111,000円 (エ)～(オ) 省略			(ウ) 共同住宅の共用部分 1 件につき 111,000円 (エ)～(オ) 省略
45～47 省略			45～47 省略		
48 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計 <u>（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b及びイ(イ)第50号ア(イ及びイ(イ)並びに第52号ア(イ及びイ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のも</u>	48 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のものにつき 11,000円

		の 1 件につき 11,000円
		b 省略 (7) 省略 イ～エ 省略
49～51 省略		
52 建築物 のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律 第36条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能に係る認 定の申請に 対する審査	建築物 エネルギー 消費性能 認定申 請手数 料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア～イ 省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省 令第1条第1項第2号イ(2)及び ロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定 める基準に適合するもの (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅 部分 次に掲げる区分に応じ それぞれ次に定める額 a 床面積の合計 (市長が別に定 める建築物につ いては、共用部 分の床面積を除 く。bにおいて 同じ。)が300 平方メートル未 満のもの 1件 につき 38,000円 b 省略 エ～オ 省略
53～61 省略		

		b 省略 (7) 省略 イ～エ 省略
49～51 省略		
52 建築物 のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律 第36条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能に係る認 定の申請に 対する審査	建築物 エネルギー 消費性能 認定申 請手数 料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア～イ 省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省 令第1条第1項第2号イ(2)及び ロ(2)に定める基準に適合するも の (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅 部分 次に掲げる区分に応じ それぞれ次に定める額 a 床面積の合計 が300平方メ ートル未満のも の 1件につき 38,000円 b 省略 エ～オ 省略
53～61 省略		

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率
(略)	(略)	(略)
八	一	六・七

(ii) 住宅(単位住戸の数が一であるものを除く)の住棟単位外皮平均熱貫流率(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(ii)において同じ。及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(ii)において同じ。が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度につきワット)	住棟単位冷房期平均日射熱取得率
(略)	(略)	(略)
八	一	二・八

2 (2) (3) (略) (略) (略)

附則

- 1 (施行期日) この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十一月十六日)から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。(経過措置)
- 2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下「旧省令」という。)附則第二条の規定により所管行政庁が旧省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であると認められた住宅に対する同号イの適用については、なお従前の例による。

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率
(略)	(略)	(略)
八	一	三・二

(ii) 住宅(単位住戸の数が一であるものを除く)の住棟単位外皮平均熱貫流率(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(ii)において同じ。及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(ii)において同じ。が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度につきワット)	住棟単位冷房期平均日射熱取得率
(略)	(略)	(略)
八	一	二・四

2 (2) (3) (略) (略) (略)

□ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(2) (1) (略) 住宅部分の一次エネルギー消費量モデル住宅(国土交通大臣が設備に応じて住宅部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。以下同じ)の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(3) (略)

三 (略)

2 前項第二号イ(1)及び(2)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

第四条 第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)並びに第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 $E_T$ 、 $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_W$ 、 $E_S$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_T$  設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきキガジュール)
- $E_H$  暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_C$  冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_V$  機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_W$  照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_S$  給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ)の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_M$  エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_M$  その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 (略)

3 第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。)以下この項において同じ)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量は、次の各号のいずれかの数値とする。

- 一 単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ)の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値
- 二 単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第二項第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

□ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) (略) (新設)

(2) (略)

三 (略)

2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

第四条 第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 $E_T$ 、 $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_W$ 、 $E_S$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_T$  設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきキガジュール)
- $E_H$  暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_C$  冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_V$  機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_W$  照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_S$  給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ)の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_M$  エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_M$  その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 (略)

3 第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。)は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ)の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

(新設)

4 第二項第一項及び第二項の規定は、前項の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

(ii) 住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）の住棟単位外皮平均熱貫流率（i）に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下（ii）及び（ii）において同じ。）及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率（i）に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下（ii）及び（ii）において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率（単位一平方メートル一度につきワット）	住棟単位冷房期平均日射熱取得率
一	〇・四一	一
二	〇・四一	一
三	〇・四四	一
四	〇・六九	一
五	〇・七五	一・五
六	〇・七五	一・四
七	〇・七五	一・三
八	一	二・四

(2) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

(i) 住宅（単位住戸の数が一であるものに限る。） (i) に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(i) の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

(ii) 住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。） (ii) に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル共同住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な共同住宅であると認めるものをいう。）の住棟単位外皮平均熱貫流率及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率が、(ii) の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

(新設)

(3)

(略)

(2)

(略)

の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。をいう。以下同じ。が、非住宅部分の基準  
一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消  
費量をいう。以下同じ。)を超えないこと。

ロ (略)

二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。以下「住宅」という。) 次のイ及びロに適  
合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方  
法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめら  
れた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(i) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。  
以下同じ。)の外皮平均熱貫流率(単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換  
気による熱損失量を除く。)を外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天  
井裏その他これらに類する建築物の部分)をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が  
外気に通じていない場合にあつては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸  
以外の建築物の部分に接する部分)をいう。以下(1)において同じ。)の面積で除した数値  
をいう。以下同じ。)及び冷房期(一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる  
全ての期間)をいう。以下同じ。)の平均日射熱取得率(日射量に対する室内に侵入する  
日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。)が、次の表の  
上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であ  
ること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四六	一
二	〇・四六	一
三	〇・五六	一
四	〇・七五	一
五	〇・八七	三・〇
六	〇・八七	二・八
七	〇・八七	二・七
八	一	三・二

の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。をいう。以下同じ。が、非住宅部分の基準  
一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消  
費量をいう。以下同じ。)を超えないこと。

ロ (略)

二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。第十号第二号において「住宅」という。  
次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適  
切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有す  
ることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以  
下同じ。)の外皮平均熱貫流率(単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気  
による熱損失量を除く。)を外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏  
その他これらに類する建築物の部分)をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気  
に通じていない場合にあつては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の  
建築物の部分に接する部分)をいう。以下(1)において同じ。)の面積で除した数値をいう。  
以下(1)において同じ。)及び冷房期(一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる  
全ての期間)をいう。以下(1)において同じ。)の平均日射熱取得率(日射量に対する室内に  
侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下(1)において同  
じ。)が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げ  
る数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四六	一
二	〇・四六	一
三	〇・五六	一
四	〇・七五	一
五	〇・八七	三・〇
六	〇・八七	二・八
七	〇・八七	二・七
八	一	三・二



# 参考

## (抜 粋)

○経済産業省令第三号  
国土交通省

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（令和元年法律第四号）の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）  
第二条第三号及び第二十八条の第三項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月七日

経済産業大臣 梶山 弘志  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

第一条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

### 改正後

#### 目次

##### 第一章（略）

第二章 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のため

第二章の二 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層

の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準（第九条の二・第九条の三）

第三章 建築物エネルギー消費性能誘導基準（第十条・第十三条）

#### 附則

（建築物エネルギー消費性能基準）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物

（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第八条第一号第十号第一号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー）（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）

### 改正前

#### 目次

##### 第一章（略）

第二章 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために

に必要な住宅の構造及び設備に関する基準（第八条・第九条）

第三章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（第十条・第十三条）

#### 附則

（建築物エネルギー消費性能基準）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物

（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第八条第一号第十号第一号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー）（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）